【差 替 版】
別　　添

平成２３年度公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成２２年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成２３年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成２３年度公共工事設計労務単価を決定した。

１．平成２３年度公共工事設計労務単価の概要

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成２３年度公共工事設計労務単価」に示す。

公共工事設計労務単価は、国土交通省総合政策局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

２．公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－１）。

① 基本給相当額
② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
③ 臨時の給与（賞与等）
④ 実物給与　（食事の支給等）

図－１　公共工事設計労務単価の構成

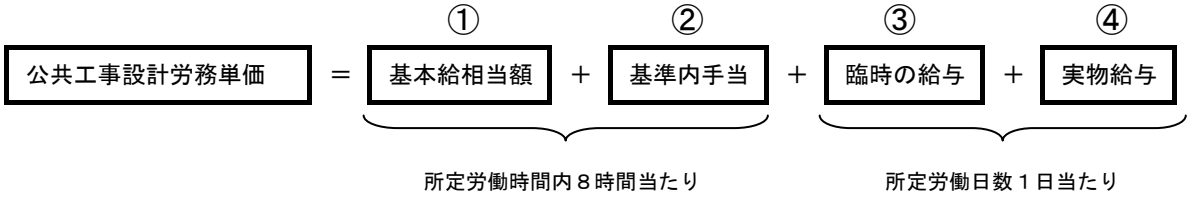

(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

例えば、交通誘導員Ａ、Ｂの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり(2)に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

３．公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成２２年１０月に施工中の１件当たり1，000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11，723件。地方別の有効工事件数を表－１に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す。）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で121，975人。地方別の有効標本数を表－１に、主な棄却理由別標本数を表－２に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内８時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。なお、屋根ふき工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかったため、参考公表とする。

⑤ その他

平成２２年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）を各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧することが可能。

表－1　有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数（件）	有効標本数（人）
北海道	1,029	12,820
東北	1,481	18,343
関東	1,957	22,203
北陸	993	10,548
中部	1,243	12,264
近畿	1,394	11,911
中国	1,054	9,182
四国	805	6,531
九州	1,508	15,036
沖縄	259	3,137
全国計	11,723	121,975

表－２　主な棄却理由別標本数

		標本数（人）	構成比（%）
調査対象標本		195,320	100%
主な棄却理由	調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	21,545	11.0%
	賃金台帳等に賃金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。	2,643	1.4%
	就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。	44,067	22.6%
	その他の棄却理由	5,090	2.6%
有効標本		121,975	62.4%

４．その他

公共事業労務費調査は、労働基準法において調製・保存が義務付けされている賃金台帳等に基づいて調査を実施しています。

平成２２年度調査において約４割の標本が棄却されているため、今後も次の書類を審査において提示できるよう整理するとともに調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。

① 所定労働時間が法定の週４０時間以内であることを確認できる書類
　・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類
　・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類　・・・作業日報及び出勤簿等

平成23年度公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	13,400	10,700	9,000	13,600	14,500	13,200	21,100	17,900	15,100	13,100
東北	02 青森県	15,900	11,600	8,700	14,000	14,900	13,600	17,900	17,000	13,400	14,400
	03 岩手県	14,300	11,800	8,700	14,000	15,000	12,600	17,900	17,200	13,400	13,900
	04 宮城県	14,500	11,100	8,700	14,200	14,300	13,100	17,900	17,100	13,500	15,500
	05 秋田県	14,600	11,400	9,100	14,000	14,500	13,000	18,400	17,200	13,400	14,400
	06 山形県	14,200	11,000	9,400	14,100	13,800	12,900	17,500	16,900	14,100	14,500
	07 福島県	13,900	10,700	9,200	14,500	15,000	14,200	17,400	17,200	14,700	14,800
関東	08 茨城県	15,200	12,700	9,700	15,500	15,900	16,600	18,600	18,900	16,500	16,100
	09 栃木県	14,800	13,000	9,900	15,300	16,300	15,500	18,600	18,900	16,200	15,300
	10 群馬県	15,400	13,300	10,200	15,000	17,600	15,000	18,200	18,600	15,700	16,000
	11 埼玉県	15,900	13,000	10,100	15,300	16,600	17,500	18,400	18,700	17,200	17,300
	12 千葉県	16,500	13,600	10,100	16,000	16,500	17,700	18,900	19,100	18,200	18,400
	13 東京都	16,900	13,600	10,900	16,000	16,900	17,200	19,200	19,500	19,200	18,200
	14 神奈川県	17,900	14,300	10,700	15,700	16,400	18,000	19,300	19,200	17,600	16,900
	19 山梨県	16,400	14,400	10,300	15,500	16,600	16,300	19,200	19,200	18,300	16,900
	20 長野県	15,100	13,200	10,400	15,100	15,100	15,900	18,800	17,800	16,300	15,700
北陸	15 新潟県	14,700	12,400	10,700	14,100	15,100	14,300	17,400	18,000	15,200	15,100
	16 富山県	15,300	13,200	10,600	14,000	16,500	16,300	17,900	18,300	15,700	15,800
	17 石川県	16,500	13,100	10,500	14,900	16,400	15,700	17,600	18,300	15,600	15,800
中部	21 岐阜県	16,100	13,900	10,700	15,700	16,000	16,500	22,300	20,900	16,000	16,100
	22 静岡県	16,200	13,500	9,800	15,200	15,300	16,400	21,500	21,900	17,300	16,500
	23 愛知県	16,900	13,600	11,000	15,500	15,200	17,200	22,700	21,900	17,000	15,800
	24 三重県	16,300	13,100	9,900	16,300	16,200	17,600	22,700	19,500	16,700	16,400
近畿	18 福井県	16,200	13,800	10,300	15,800	16,600	16,300	21,500	17,800	15,800	15,400
	25 滋賀県	15,900	13,400	10,600	15,700	16,400	17,400	22,200	18,100	16,400	16,700
	26 京都府	15,900	13,400	10,400	16,000	17,700	17,100	22,800	17,800	17,200	16,100
	27 大阪府	16,600	13,200	10,600	16,000	18,100	17,500	22,100	17,600	18,100	16,200
	28 兵庫県	15,400	13,100	9,700	15,200	17,300	16,200	23,100	18,400	17,000	14,900
	29 奈良県	16,100	13,500	10,400	16,400	17,400	17,500	22,800	17,800	17,600	15,800
	30 和歌山県	16,200	13,400	10,500	16,600	17,500	17,600	22,800	17,800	17,200	15,900
中国	31 鳥取県	13,600	11,100	9,400	14,700	14,800	14,400	21,300	17,300	15,000	14,400
	32 島根県	14,400	11,700	9,400	14,400	14,700	14,300	21,500	17,100	14,900	14,400
	33 岡山県	15,000	13,100	10,000	14,500	15,600	15,200	21,300	17,300	15,300	14,700
	34 広島県	15,000	13,100	10,000	14,400	15,800	14,800	21,500	17,100	14,800	15,200
	35 山口県	14,300	12,200	9,400	14,500	14,800	14,500	21,500	17,100	15,300	14,600
四国	36 徳島県	14,400	12,200	10,200	13,800	17,400	14,300	22,600	21,600	15,100	14,100
	37 香川県	14,700	12,800	10,100	14,000	16,900	14,200	22,600	21,600	15,100	14,200
	38 愛媛県	14,200	11,600	9,900	13,900	16,100	14,200	22,900	21,600	15,200	13,600
	39 高知県	14,700	12,600	10,400	14,000	16,600	14,400	22,700	21,600	15,100	13,600
九州	40 福岡県	15,300	12,500	9,500	14,000	15,200	14,700	16,500	17,200	15,200	14,200
	41 佐賀県	13,600	11,500	8,800	13,900	14,900	13,600	16,600	17,500	14,700	13,800
	42 長崎県	13,800	10,800	8,300	13,900	14,500	13,400	16,600	17,500	14,200	13,500
	43 熊本県	14,600	11,600	9,500	14,200	15,500	14,200	16,700	17,000	14,400	14,200
	44 大分県	14,000	11,600	9,000	13,900	14,500	14,000	16,500	17,300	14,100	14,200
	45 宮崎県	15,700	11,200	9,000	13,800	14,300	13,900	16,800	17,500	13,800	13,500
	46 鹿児島県	17,100	12,600	10,000	13,900	16,500	14,500	16,800	17,500	14,100	14,200
沖縄	47 沖縄県	16,000	12,100	9,000	14,400	14,400	16,800	18,800	--	12,600	15,300

平成23年度公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	13,400	13,300	14,300	13,300	11,200	20,600	24,500	15,800	18,700	15,300
東北	02 青森県	12,300	12,100	13,200	17,200	15,500	20,600	24,500	15,400	18,300	14,200
	03 岩手県	12,400	12,100	13,300	15,700	13,300	20,600	24,500	15,400	18,900	14,200
	04 宮城県	12,900	13,200	13,200	15,800	14,200	20,600	24,500	15,400	18,800	14,200
	05 秋田県	12,900	12,800	13,200	16,000	15,500	20,600	24,500	15,400	18,400	14,200
	06 山形県	12,500	13,800	13,600	14,600	13,300	20,600	24,500	15,400	18,900	14,200
	07 福島県	12,700	14,200	14,000	12,900	11,600	20,600	24,500	15,400	18,400	14,200
関東	08 茨城県	15,500	15,900	18,000	15,400	13,900	20,600	24,500	17,500	18,900	15,400
	09 栃木県	15,600	16,400	18,900	14,800	14,500	20,600	24,500	17,500	18,300	15,400
	10 群馬県	15,500	14,900	17,800	15,400	13,000	20,600	24,500	17,500	19,300	15,400
	11 埼玉県	16,400	16,800	18,600	17,500	15,300	20,600	24,500	17,500	18,400	15,400
	12 千葉県	16,500	17,100	18,800	16,500	15,200	20,600	24,500	17,500	18,500	15,400
	13 東京都	16,200	17,700	19,900	17,300	14,200	20,600	24,500	17,500	17,600	15,400
	14 神奈川県	16,400	18,000	20,500	17,700	15,100	20,600	24,500	17,500	18,400	15,400
	19 山梨県	16,100	17,700	19,800	16,900	14,600	20,600	24,500	17,500	19,000	15,400
	20 長野県	16,000	15,900	17,500	14,800	13,100	20,600	24,500	17,500	20,100	15,400
北陸	15 新潟県	13,600	14,600	15,100	14,500	13,100	20,600	24,500	17,300	20,300	15,700
	16 富山県	15,600	15,800	15,400	15,400	13,500	20,600	24,500	17,300	20,600	15,700
	17 石川県	14,800	15,400	15,500	15,500	13,800	20,600	24,500	17,300	19,400	15,700
中部	21 岐阜県	15,700	16,100	17,700	16,400	14,400	20,600	24,500	17,700	19,200	15,600
	22 静岡県	15,900	17,300	19,300	16,400	13,900	20,600	24,500	17,700	21,000	15,600
	23 愛知県	15,800	16,300	18,700	16,800	14,900	20,600	24,500	17,700	20,400	15,600
	24 三重県	16,000	15,800	18,400	15,800	14,400	20,600	24,500	17,700	18,800	15,600
近畿	18 福井県	15,500	16,500	17,300	15,900	14,900	20,600	24,500	17,100	19,500	16,100
	25 滋賀県	15,600	16,600	17,500	16,300	14,300	20,600	24,500	17,100	21,100	16,100
	26 京都府	15,500	16,600	17,400	15,700	14,300	20,600	24,500	17,100	19,200	16,100
	27 大阪府	15,600	16,800	17,900	17,100	14,500	20,600	24,500	17,100	18,800	16,100
	28 兵庫県	15,300	15,900	17,600	15,900	14,000	20,600	24,500	17,100	18,100	16,100
	29 奈良県	15,600	16,300	17,300	16,200	14,200	20,600	24,500	17,100	18,600	16,100
	30 和歌山県	15,500	16,100	17,300	15,700	13,800	20,600	24,500	17,100	18,400	16,100
中国	31 鳥取県	14,100	14,800	15,600	13,300	11,300	20,600	24,500	16,200	20,800	15,800
	32 島根県	13,900	13,700	14,500	13,600	11,400	20,600	24,500	16,200	21,500	15,800
	33 岡山県	14,500	14,700	15,800	15,300	13,300	20,600	24,500	16,200	19,400	15,800
	34 広島県	14,400	13,900	14,500	15,100	13,300	20,600	24,500	16,200	20,900	15,800
	35 山口県	14,000	13,400	14,600	14,300	12,700	20,600	24,500	16,200	20,400	15,800
四国	36 徳島県	14,200	13,600	15,400	13,600	13,000	20,600	24,500	15,300	20,000	15,600
	37 香川県	14,200	13,800	15,600	14,500	13,200	20,600	24,500	15,300	19,500	15,600
	38 愛媛県	14,200	13,600	15,300	14,700	13,100	20,600	24,500	15,300	19,600	15,600
	39 高知県	14,200	13,300	15,500	14,900	13,400	20,600	24,500	15,300	19,400	15,600
九州	40 福岡県	12,800	14,200	14,600	14,800	12,400	20,600	24,500	17,700	18,100	14,800
	41 佐賀県	13,000	14,400	14,500	16,400	13,400	20,600	24,500	17,700	18,900	14,800
	42 長崎県	12,700	14,100	14,500	13,600	12,200	20,600	24,500	17,700	19,400	14,800
	43 熊本県	12,800	13,800	14,400	14,400	13,000	20,600	24,500	17,700	19,400	14,800
	44 大分県	12,800	14,100	14,500	15,700	14,500	20,600	24,500	17,700	19,000	14,800
	45 宮崎県	12,800	13,800	14,500	15,800	13,600	20,600	24,500	17,700	19,800	14,800
	46 鹿児島県	12,800	13,900	14,500	17,600	15,400	20,600	24,500	17,700	19,600	14,800
沖縄	47 沖縄県	14,700	14,300	15,000	18,100	16,000	20,600	24,500	18,100	18,600	14,200

平成23年度公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	21,000	17,700	17,600	21,600	14,800	18,200	15,100	23,100	14,700	13,900
東北	02 青森県	20,100	16,500	17,700	20,700	19,400	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	03 岩手県	20,100	16,500	17,700	20,800	17,900	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	04 宮城県	20,100	16,500	17,700	20,800	17,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	05 秋田県	20,100	16,500	17,700	20,900	19,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	06 山形県	20,100	16,500	17,700	20,200	17,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	07 福島県	20,100	16,500	17,700	20,200	16,200	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
関東	08 茨城県	20,500	19,700	20,500	21,800	17,900	23,000	17,800	25,200	16,200	16,600
	09 栃木県	20,500	19,700	20,500	21,800	17,800	23,000	17,800	25,100	16,200	16,600
	10 群馬県	20,500	19,700	20,500	21,400	17,900	23,000	17,800	25,100	16,000	16,500
	11 埼玉県	20,500	19,700	20,500	22,300	17,600	23,000	17,800	26,300	18,500	18,500
	12 千葉県	20,500	19,700	20,500	22,300	18,000	23,000	17,800	26,300	18,500	18,500
	13 東京都	20,500	19,700	20,500	22,700	18,900	23,000	17,800	26,300	18,500	18,400
	14 神奈川県	20,500	19,700	20,500	21,500	19,300	23,000	17,800	26,300	18,000	17,800
	19 山梨県	20,500	19,700	20,500	21,500	18,800	23,000	17,800	26,200	18,000	17,700
	20 長野県	20,500	19,700	20,500	20,700	18,000	23,000	17,800	25,900	17,100	17,200
北陸	15 新潟県	21,700	17,400	20,900	20,100	16,500	19,700	16,400	24,900	15,900	16,200
	16 富山県	21,700	17,400	20,900	20,100	17,300	19,700	16,400	25,600	16,000	16,200
	17 石川県	21,700	17,400	20,900	20,400	18,600	19,700	16,400	24,500	16,400	16,200
中部	21 岐阜県	21,400	19,300	20,900	21,200	18,700	21,600	16,800	24,200	16,100	15,600
	22 静岡県	21,400	19,300	20,900	21,600	19,100	21,600	16,800	26,900	16,800	17,100
	23 愛知県	21,400	19,300	20,900	21,400	18,700	21,600	16,800	25,800	16,200	16,000
	24 三重県	21,400	19,300	20,900	21,600	18,100	21,600	16,800	26,300	16,000	15,900
近畿	18 福井県	20,900	20,400	21,400	22,200	17,900	20,200	16,500	23,900	17,300	17,200
	25 滋賀県	20,900	20,400	21,400	22,100	18,200	20,200	16,500	22,800	16,800	16,700
	26 京都府	20,900	20,400	21,400	22,300	18,000	20,200	16,500	22,700	16,800	16,600
	27 大阪府	20,900	20,400	21,400	22,300	19,300	20,200	16,500	23,300	17,300	17,300
	28 兵庫県	20,900	20,400	21,400	22,300	17,700	20,200	16,500	25,000	18,000	17,600
	29 奈良県	20,900	20,400	21,400	22,400	18,100	20,200	16,500	23,000	16,900	16,600
	30 和歌山県	20,900	20,400	21,400	22,400	18,100	20,200	16,500	23,000	16,800	16,600
中国	31 鳥取県	21,500	18,400	17,300	20,900	16,600	20,500	15,700	26,000	19,300	18,800
	32 島根県	21,500	18,400	17,300	20,800	15,900	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
	33 岡山県	21,500	18,400	17,300	20,800	17,200	20,500	15,700	25,900	19,300	18,800
	34 広島県	21,500	18,400	17,300	20,900	16,700	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
	35 山口県	21,500	18,400	17,300	20,700	17,100	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
四国	36 徳島県	20,900	18,100	18,700	20,000	16,300	21,800	16,900	26,200	–	15,800
	37 香川県	20,900	18,100	18,700	20,100	16,000	21,800	16,900	26,300	–	15,800
	38 愛媛県	20,900	18,100	18,700	19,700	16,900	21,800	16,900	26,300	–	15,800
	39 高知県	20,900	18,100	18,700	20,000	16,100	21,800	16,900	26,300	–	15,800
九州	40 福岡県	21,100	17,200	17,100	21,100	16,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	41 佐賀県	21,100	17,200	17,100	21,300	15,900	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	42 長崎県	21,100	17,200	17,100	21,300	15,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	43 熊本県	21,100	17,200	17,100	20,400	16,200	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	44 大分県	21,100	17,200	17,100	20,600	17,000	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	45 宮崎県	21,100	17,200	17,100	21,100	17,400	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	46 鹿児島県	21,100	17,200	17,100	21,300	18,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
沖縄	47 沖縄県	21,200	20,500	15,900	25,100	18,800	18,100	15,300	28,400	17,100	19,500

平成23年度公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	−	16,300	12,800	13,400	14,000	14,500	13,400	14,400	13,100	14,900
東北	02 青森県	−	18,000	16,700	14,500	14,700	13,600	13,000	12,500	13,100	−
	03 岩手県	−	17,900	16,100	14,400	15,000	13,600	13,000	12,400	13,100	−
	04 宮城県	−	18,000	16,700	14,500	15,200	13,900	13,000	12,600	13,100	−
	05 秋田県	−	17,800	14,400	15,700	14,500	13,500	13,000	12,400	13,100	−
	06 山形県	−	15,800	14,500	13,600	14,000	14,100	12,800	13,400	13,600	−
	07 福島県	16,700	20,700	13,600	15,000	14,200	14,700	12,900	13,800	13,800	14,500
関東	08 茨城県	19,800	30,100	15,800	16,800	16,900	16,800	15,800	17,200	16,500	17,600
	09 栃木県	19,800	30,200	15,900	17,100	16,900	16,200	16,100	17,100	16,500	17,600
	10 群馬県	19,700	27,900	16,100	16,700	15,400	15,500	15,500	16,200	16,300	17,600
	11 埼玉県	19,800	30,600	17,100	17,600	16,900	17,200	15,800	17,400	17,100	17,800
	12 千葉県	19,800	30,200	16,600	18,700	17,300	17,800	15,800	17,500	17,400	17,800
	13 東京都	20,500	29,900	16,600	18,600	17,700	18,000	16,500	18,100	17,400	17,800
	14 神奈川県	20,400	29,100	17,300	17,600	17,500	17,400	16,100	17,400	17,300	17,800
	19 山梨県	20,400	28,900	17,400	17,500	16,900	17,500	16,400	17,400	17,300	17,800
	20 長野県	20,200	25,500	15,000	16,500	15,100	16,000	15,700	16,300	16,700	17,400
北陸	15 新潟県	19,200	18,000	14,300	14,600	14,300	14,500	13,500	14,000	14,500	17,600
	16 富山県	19,100	22,000	16,000	14,900	14,800	15,100	14,400	14,500	15,100	16,800
	17 石川県	19,700	22,300	15,600	14,900	14,500	15,100	14,400	15,100	15,200	−
中部	21 岐阜県	21,600	24,900	17,100	16,100	15,200	16,400	15,400	15,900	15,500	16,000
	22 静岡県	20,900	27,100	16,400	18,100	16,400	16,200	16,500	17,500	15,900	16,300
	23 愛知県	23,000	24,700	17,300	17,400	15,700	16,600	16,100	17,100	15,800	−
	24 三重県	20,200	25,300	16,400	16,700	15,700	17,500	16,300	16,700	15,700	−
近畿	18 福井県	17,400	25,000	16,100	15,300	14,900	16,700	16,500	16,500	16,000	16,000
	25 滋賀県	17,400	24,600	16,100	16,300	15,300	16,900	16,800	16,600	16,000	15,400
	26 京都府	17,700	24,600	16,600	16,200	15,300	17,300	16,800	16,900	15,900	15,400
	27 大阪府	17,700	25,000	17,400	16,000	15,200	17,400	17,200	17,300	16,300	15,700
	28 兵庫県	17,700	24,700	15,900	15,900	15,400	16,200	16,800	16,700	15,900	15,400
	29 奈良県	17,700	24,600	17,300	16,200	15,500	17,400	16,800	17,200	15,900	15,400
	30 和歌山県	17,700	25,800	17,400	16,300	15,600	17,100	16,900	17,200	15,900	15,400
中国	31 鳥取県	17,100	21,200	14,000	14,900	14,200	14,300	15,600	16,200	15,300	13,300
	32 島根県	−	19,400	14,000	15,100	13,800	14,600	14,300	15,300	14,900	13,500
	33 岡山県	17,100	20,100	14,600	14,900	14,500	14,900	15,600	16,400	15,200	13,300
	34 広島県	−	19,400	14,600	15,100	14,200	14,900	14,300	15,700	14,800	13,500
	35 山口県	−	19,400	14,000	15,100	14,000	14,900	14,300	15,500	14,800	13,500
四国	36 徳島県	16,900	22,600	13,900	15,100	14,600	14,200	14,200	14,800	13,600	−
	37 香川県	16,800	22,500	13,900	15,100	14,600	14,200	14,300	14,800	13,600	−
	38 愛媛県	16,700	22,500	14,500	15,100	14,600	14,200	14,400	14,800	13,400	−
	39 高知県	16,600	22,500	13,800	15,100	14,600	14,200	14,200	14,700	13,600	−
九州	40 福岡県	15,300	16,300	14,200	15,100	14,400	13,300	13,000	13,900	12,900	16,100
	41 佐賀県	15,300	16,100	15,300	15,000	14,400	13,200	13,000	14,000	12,900	16,100
	42 長崎県	15,300	16,300	14,000	14,700	14,400	13,200	12,900	13,900	12,900	16,100
	43 熊本県	15,300	16,300	14,000	14,700	14,000	13,300	12,900	14,000	12,900	16,100
	44 大分県	15,300	16,300	13,500	14,900	14,200	13,400	12,900	13,900	12,900	16,100
	45 宮崎県	15,300	16,300	14,400	14,600	14,100	13,200	12,900	13,900	12,900	16,100
	46 鹿児島県	15,300	16,300	15,900	14,800	14,400	13,200	13,000	13,900	12,900	16,100
沖縄	47 沖縄県	−	−	16,000	15,700	14,800	13,000	14,500	17,100	−	−

平成23年度公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導員A	交通誘導員B
北海道	01 北海道	13,000	12,900	12,500	12,900	14,500	15,400	-	15,100	8,000	7,200
東北	02 青森県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,900	7,100	6,300
	03 岩手県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,800	7,100	6,700
	04 宮城県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	14,200	7,900	7,200
	05 秋田県	14,300	13,000	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,800	7,100	6,400
	06 山形県	14,200	13,800	12,300	11,500	14,300	14,000	12,800	14,200	7,600	7,100
	07 福島県	14,700	14,000	12,300	11,500	14,200	14,000	12,200	14,800	8,400	7,700
関東	08 茨城県	16,600	16,900	16,300	-	15,900	16,800	16,600	17,700	9,400	9,200
	09 栃木県	16,500	16,900	16,300	-	15,900	16,800	16,600	17,100	8,900	8,100
	10 群馬県	16,300	16,700	16,300	14,700	16,000	16,800	16,500	17,200	8,600	8,100
	11 埼玉県	16,800	17,100	16,300	-	15,700	16,800	16,600	17,500	9,100	8,400
	12 千葉県	16,500	17,100	16,300	-	16,000	16,800	16,600	17,700	9,200	8,600
	13 東京都	16,600	17,100	16,300	-	16,000	16,800	16,600	17,700	9,700	8,900
	14 神奈川県	16,100	17,100	16,300	15,800	15,600	16,800	16,800	17,900	9,700	8,800
	19 山梨県	16,200	17,300	16,300	15,800	15,500	16,800	16,800	17,700	9,400	8,100
	20 長野県	15,800	16,500	16,300	14,800	16,200	16,800	17,400	17,200	8,600	7,300
北陸	15 新潟県	14,700	15,200	14,200	11,700	15,400	15,900	12,800	15,800	8,500	7,900
	16 富山県	14,400	15,000	14,200	11,900	15,900	15,900	-	16,100	9,000	8,300
	17 石川県	14,400	14,400	14,200	11,800	16,100	15,900	-	16,400	9,100	7,900
中部	21 岐阜県	16,000	16,300	15,900	13,100	15,600	16,000	19,000	17,700	9,000	8,300
	22 静岡県	16,100	17,200	15,900	-	15,600	16,000	19,100	18,200	9,000	8,100
	23 愛知県	16,300	16,900	15,900	-	15,600	16,000	19,100	18,400	9,000	8,300
	24 三重県	15,900	16,800	15,900	14,800	15,300	16,000	18,700	17,700	8,600	7,700
近畿	18 福井県	14,900	15,700	16,400	13,000	15,300	17,200	-	18,000	9,000	8,400
	25 滋賀県	15,800	16,100	16,400	15,200	14,800	17,200	-	17,800	8,700	7,600
	26 京都府	16,100	16,200	16,400	15,200	14,900	17,200	-	18,000	8,300	7,600
	27 大阪府	15,300	16,100	16,400	14,700	15,100	17,200	-	17,900	8,400	7,400
	28 兵庫県	15,200	15,800	16,400	14,200	15,000	17,200	-	18,000	8,300	7,500
	29 奈良県	16,100	16,200	16,400	15,200	14,900	17,200	-	17,900	8,400	7,600
	30 和歌山県	16,100	16,200	16,400	15,200	15,000	17,200	-	17,700	8,500	7,400
中国	31 鳥取県	14,300	15,500	14,100	12,600	14,900	15,400	12,400	16,300	8,400	7,300
	32 島根県	14,600	15,000	14,100	12,500	14,600	15,400	12,300	15,900	8,300	7,700
	33 岡山県	14,300	15,800	14,100	12,600	14,900	15,400	12,400	16,300	9,100	8,000
	34 広島県	14,600	15,100	14,100	12,500	14,600	15,400	12,200	15,900	9,400	8,200
	35 山口県	14,600	15,100	14,100	12,500	14,600	15,400	12,500	16,000	8,700	8,000
四国	36 徳島県	-	15,100	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,300	8,100	7,500
	37 香川県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	13,800	8,300	7,500
	38 愛媛県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,000	7,900	7,200
	39 高知県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,200	7,600	7,000
九州	40 福岡県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,900	13,200	-	15,000	7,900	7,100
	41 佐賀県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,700	13,200	-	15,000	7,800	7,200
	42 長崎県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,800	7,100
	43 熊本県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,600	7,200
	44 大分県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,800	13,200	-	14,900	7,700	7,000
	45 宮崎県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,600	6,500
	46 鹿児島県	15,900	14,100	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	8,500	7,700
沖縄	47 沖縄県	13,600	14,400	14,400	-	12,700	14,000	-	14,100	7,400	6,600

調査対象職種の定義・作業内容

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
01　特　殊　作　業　員	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ．機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 b.　人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c.　ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d.　コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02　普　通　作　業　員	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b.　人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c.　人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d.　人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e.　人力による除草 f.　ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03　軽　作　業　員	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの a.　軽易な清掃または後片付け b.　公園等における草むしり c.　軽易な散水 d.　現場内の軽易な小運搬 e.　準備測量、出来高管理等の手伝い f.　仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g.　品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
04　造　　園　　工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a.　芝等の地被類の植付け b.　景石の据付け c.　地ごしらえ d.　園路または広場の築造 e.　池または流れの築造 f.　公園設備の設置
05　法　　面　　工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b.　高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c.　モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06　と　　び　　工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b.　木橋の架設等 c.　杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d.　仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e.　重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f.　鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07　石　　工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　石材の加工 b.　石積みまたは石張り c.　構造物表面のはつり仕上げ
08　ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09　電　　工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b.　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第1種電気工事士 ②　第2種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特殊電気工事資格者
10　鉄　　筋　　工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
11　鉄　　骨　　工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12　塗　　装　　工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13　溶　　接　　工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14　運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15　運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16　潜　か　ん　工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17　潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
18　さ　く　岩　工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19　トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b.　支保工の建込、維持、点検等 c.　アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d.　ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e.　アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20　トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a.　各種作業についての補助的業務 b.　人力による資材運搬等 c.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21　トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22　橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a.　PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23　橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24　橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25　土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26　高　級　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ①　海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②　漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③　港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面）
27　普　通　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
28　潜　水　士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む　　） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29　潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a.　潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b.　潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c.　送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30　潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31　山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b.　人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c.　簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d.　その他各作業について必要とされる関連業務
32　軌　道　工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b.　新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33　型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b.　木坑、木橋等の仕拵え等
34　大　　工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35　左　　官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36　配　管　工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配管ならびに管の撤去 b.　金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c.　電触防護
37　はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b.　床または壁の穴あけ

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
38　防　　水　　工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39　板　　金　　工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40　タ　イ　ル　工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41　サ　ッ　シ　工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43　内　　装　　工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44　ガ　ラ　ス　工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45　建　　具　　工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46　ダ　ク　ト　工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47　保　　温　　工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48　建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49　設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50　交通誘導員Ａ	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51　交通誘導員Ｂ	警備業者の警備員で、交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参　考　職　種	定　義　・　作　業　内　容
42　屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

（１）参考公表職種

今回の調査（平成２２年１０月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種と当該職種の参考値（全国単純平均値）は次の表のとおりである。

職種	参考値（円）
屋根ふき工	15,219

（２）資格保有者の賃金水準の参考公表

職種	公共工事設計労務単価（全国単純平均）	１級技能士	登録基幹技能者（基幹技能者を含む）
造園工	14,796	+9% ～ +13% *（１級造園技能士）*	—
とび工	15,347	+4% ～ +6% *（１級とび技能士）*	+7% ～ +13% *（登録鳶・土工基幹技能者）*
電工	15,628	—	+15% ～ +20% *（登録電気工事基幹技能者）*
鉄筋工	15,226	+3% ～ +4% *（１級鉄筋施工技能士）*	—
塗装工	15,009	+4% ～ +7% *（１級塗装技能士）*	+5% ～ +11% *（登録建設塗装基幹技能者）*
高級船員	20,685	—	+8% ～ +13% *（登録海上起重基幹技能者）*
普通船員	16,406	—	+14% ～ +19% *（登録海上起重基幹技能者）*
型わく工	15,470	+3% ～ +5% *（１級型枠施工技能士）*	+4% ～ +9% *（登録型枠基幹技能者）*
内装工	15,334	+3% ～ +8% *（１級内装仕上げ施工技能士）*	—
ガラス工	14,713	+6% ～ +11% *（１級ガラス施工技能士）*	—
保温工	15,517	+3% ～ +8% *（１級熱絶縁施工技能士）*	—

※　平成22年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。
「－」覧は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

（３）社会保険加入状況等の参考公表

①　元請、下請次数別加入率

	土木工事	建築工事
元請	87%	93%
1次下請	72%	66%
2次下請	53%	46%
3次下請以下	49%	52%
平均	71%	64%

② 都道府県別加入率

都道府県	加入率
全国平均	70%
北海道	72%
青森県	55%
岩手県	75%
宮城県	64%
秋田県	77%
山形県	81%
福島県	78%
茨城県	60%
栃木県	55%
群馬県	67%
埼玉県	40%
千葉県	50%
東京都	32%
神奈川県	43%
山梨県	60%

都道府県	加入率
長野県	81%
新潟県	82%
富山県	79%
石川県	88%
岐阜県	86%
静岡県	66%
愛知県	63%
三重県	77%
福井県	87%
滋賀県	77%
京都府	71%
大阪府	48%
兵庫県	63%
奈良県	60%
和歌山県	67%
鳥取県	90%

都道府県	加入率
島根県	92%
岡山県	85%
広島県	86%
山口県	85%
徳島県	81%
香川県	90%
愛媛県	82%
高知県	83%
福岡県	75%
佐賀県	83%
長崎県	74%
熊本県	74%
大分県	84%
宮崎県	80%
鹿児島県	62%
沖縄県	42%

※ 平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。
法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

③ 法定福利費（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担額（試算）

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費の事業主負担額等は含まれていない。法定福利費の事業主負担額等の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

種類 / 日当たり賃金	標準報酬月額 / 負担率	労働保険 雇用保険	社会保険 健康保険（介護保険を含む）	社会保険 厚生年金保険（児童手当拠出金を含む）	法定福利費の事業主負担額（月当たり）	日当たり賃金＋法定福利費の事業主負担額（日当たり）	日当たりに対する割合
		1.150%	5.495%	8.159%			
7,500	170,000	1,898	9,342	13,870	25,110	8,641	115.2%
10,000	220,000	2,530	12,089	17,950	32,569	11,480	114.8%
12,500	280,000	3,163	15,386	22,845	41,394	14,382	115.1%
15,000	340,000	3,795	18,683	27,741	50,219	17,283	115.2%
17,500	380,000	4,428	20,881	31,004	56,313	20,060	114.6%
20,000	440,000	5,060	24,178	35,900	65,138	22,961	114.8%
22,500	500,000	5,693	27,475	40,795	73,963	25,862	114.9%
25,000	560,000	6,325	30,772	45,690	82,787	28,763	115.1%
27,500	620,000	6,958	34,069	50,586	91,613	31,664	115.1%
30,000	650,000	7,590	35,718	50,586	93,894	34,268	114.2%

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの法定福利費の事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
（例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円）
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの法定福利費の事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。
（例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円）
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
平成23年4月時点の負担率